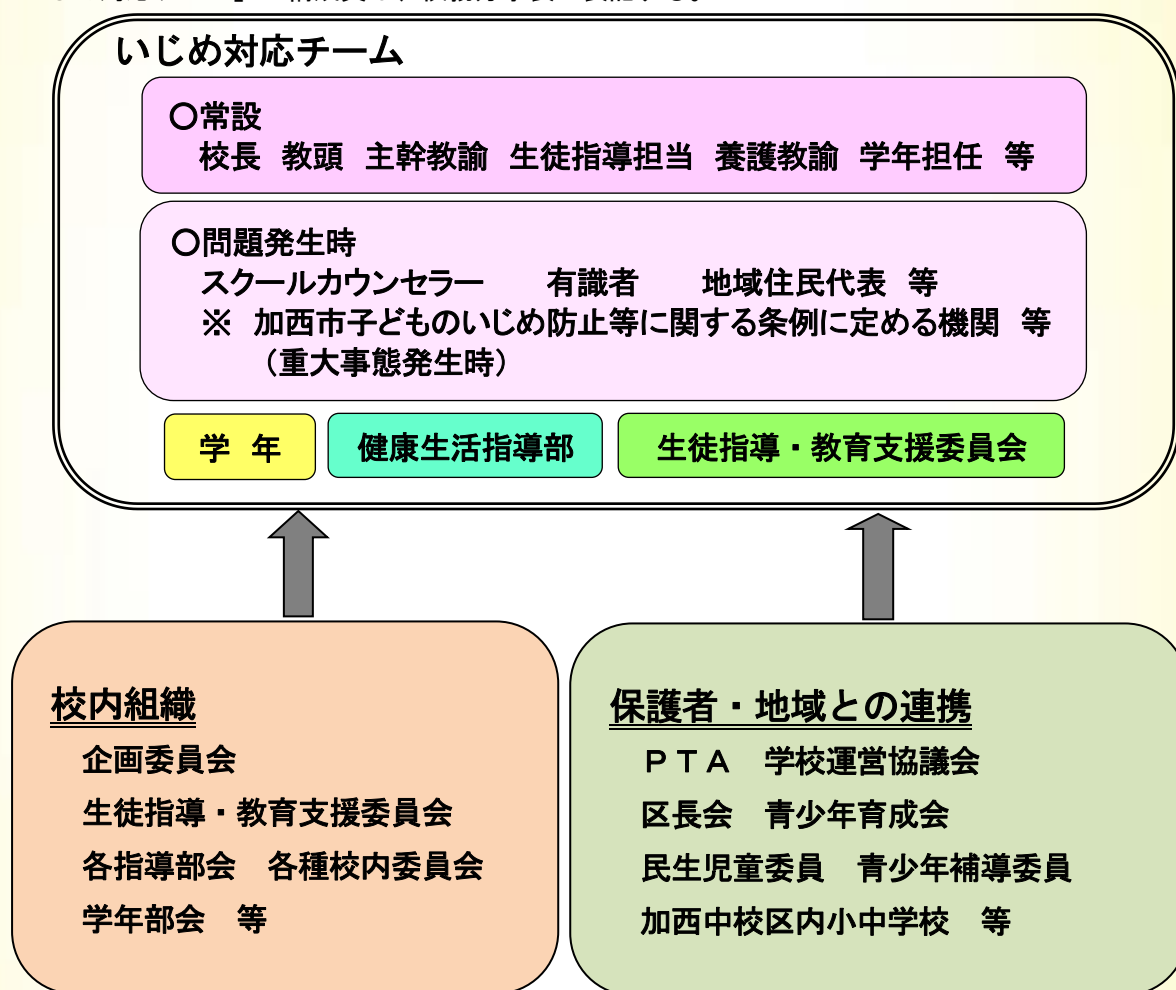


校内指導体制及び関係機関（別紙１）

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。（道徳教育・人権教育・特別活動等）
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、市内で統一した項目を入れたアンケート調査等を活用した検証・評価を定期的に行う。

いじめ対応チームの構成員

- 「いじめ対応チーム」の構成員は、校務分掌表に表記する。



- 「いじめ対応チーム」の会議は、原則として学期に1回行う。この委員会は、加西市いじめ対応ネットワーク会議（加西市いじめ問題対策連絡協議会）と連携し、いじめ防止対策を推進する。
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・年間指導計画の作成、実施
 - ・校内研修の企画、実施
 - ・アンケートの集計、結果の分析
 - ・気になる児童の情報交換
 - ・その他
- いじめ問題が発生したときには、即時に「いじめ対応チーム」を招集する。
 - ・指導方針の決定
 - ・調査方法と分担、聞き取り調査、関係児童への指導、保護者への説明等
- いじめが認知された場合は、総合教育センターに報告をする。 別紙5 様式VI（加西市様式）
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態発生時は、市教育委員会の判断により、加西市子どものいじめ防止等に関する条例に定める機関（「加西市子どもいじめ問題対策審議会」並びに「加西市いじめ問題調査委員会」）等に協力し、解決と再発防止に向けて迅速な対応を行う。